

オリーブの樹

第40号

2004年9月28日

شجرة الزيتون

早期釈放！重刑策動をはね返し、重信さんを支えていこう！



目次

- P 2 9・28インティファダ4周年に連帯します 重信房子
P 3 9月の歌 重信房子
P 4 独居より30 レバノンに20年前の同じ役者たちが登場 重信房子
P10 プリズナージャーナル39 第8回被告人弁護側質問 重信房子
P23 米軍再建=日米の軍事一体化と東アジア カラス天狗
P26 重信さんとの交流コーナー ベングリオンという言葉 辻邦
P27 読者からの声
P27 シゲに捧げる「私小説」その36 山田美枝子

重信房子さんを支える会

9・28インティファダ4周年に連帯します

九月の歌

重信 房子

インティファダ4周年に、再び、獄中から、連帯の挨拶をパレスチナの友人たちに伝えます。

第2インティファダの原因を作ったシャロンは、あの時よりも残虐に、あの時以来の挑発と暴力で、パレスチナの和平交渉の圧殺を現実のものとしてきました。

2000年9月28日、リクード党首シャロンは、数百人の兵士と警察の護衛を引き連れて、イスラム教徒の聖地であり、アル・アクサモスクが建つ、ハムラ・アル・シャリーフ（神殿の丘）を軍靴で占拠しました。そこがパレスチナ建国の首都となる東エルサレムの旧市街地にあり、パレスチナ人のイスラム教徒の聖なる地であったためです。当時、労働党政権による和平交渉の一つの焦点となっていたエルサレムの返還問題に対して、エルサレムをイスラエルが併合し続ける宣言として、和平交渉を圧殺すべく、暴挙に出たのです。

直ちに、パレスチナ住民は、それに抗議して、第2インティファダ、アル・アクサ・インティファダをもって、シャロンの暴挙に応えたのです。

あれから4年、インティファダのパレスチナの人々の闘いは、苦闘を強いられ続けてきましたから、首相となったシャロンは、「和平交渉」を投げ捨て、暗殺、戦車やミサイルによる支配、アラファト議長府の封鎖と、和平を殺しました。そして、「パレスチナ人には、和平交渉の能力が無い」というデマと欺瞞の図を描き、分離壁を正当化し、占領を正当化し、パレスチナ人支配が当然と豪語しています。同類のブッシュは、シャロンを「平和の人」と、持ち上げている有様です。シャロンの支配は、パレスチナ人民のみならず、ユダヤ人をも際限の無い不孝に落とし込めています。

かつて、イスラエルの核開発を告発した、イスラエル人技術者モルデハイ・バヌヌさんは、欧州から拉致され、イスラエルで17年の判決を受けました。今年、バヌヌさんは、刑期を終えながら、自由を手にすることすらできず、ユダヤ教を捨てて、キリスト教徒として、東エルサレムのキリスト教会に避難し、パレスチナ国籍を選択する道を選ぼうとしている、という小さな記事を読みました。当事の80年代、拉致の大騒動のドラマを思い返しながら、ブッシュやシャロンが平和を圧殺しようとする程、良心や正義は、確実に育ち、連帯をまた育てるといふ、人間の新しいドラマが育っていることを実感します。このバヌヌさんに関する小さな記事から、被占領地で、良心と人間の尊厳の無数のドラマが育っていることを推し測り、獄中で連帯を込めて、共に闘った友人たちを思い返しています。

イラクでも、パレスチナでも、不当な占領と暴力支配は、服従ではなく、人間の尊厳を育てるのだということが、彼の地から伝わります。連帯をさしのべられているのは、私たちだと思わずにはいられません。

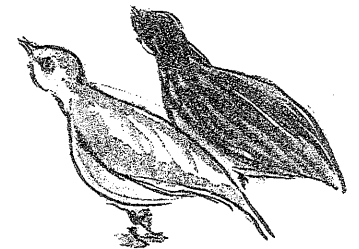
改めて、日本の政治、派兵、改憲の日本でなく、9条と人権宣言に基づく、日本の国際社会への貢献を求め、人民同士の連帯を！と、9・28に呼び掛けたいと思います。

パレスチナの人々への連帯をこめて、

2004年9月28日

重信 房子

思い立ち向き合うごとく一字ずつ友に書きたいことのいくつか
 まちこがれ肩すかしの魁くりかえし獄の三年ゆうに越えたり
 海岸に沿って南部の避難民空爆うけつつベイルートをめざす
 一本のローソクのもと肩を組みインター歌いて戦線に就く
 「もし僕が死んだらこれを母親に」手紙と財産六〇ドルなり
 戦場は人それぞれをむきだしにあぶりだしつつ人生を問う
 順序もなく日々殺される偶然に神の気配を戦場で知る
 銃口に追い立てられつ街を出るさようなら我がベイルート夏
 護送車の掃りの窓に雨が降る新しいこと始めてみようか



独居より30 9月10~11日

レバノンに20年前の同じ役者たちが登場

重信 房子

9月1日 ルーバーの間に踊り出た満月は

夏の終わりを獄舎に告げし

今日の新聞で、米大統領選にむけて、共和党が採択した綱領が出ています。イラク侵略の「正当」な根拠も欠いたまま、「対テロ戦争に勝つ」ということを全面にして、米国民をあざむき、動員して大統領選に勝ちぬこうとは……。

9・11が近づくと、同じ年の8月27日に、パレスチナ自治区でイスラエルに暗殺された、PFLPのアブ・アリ・ムスタファ議長を思い出します。『オリーブの樹』のバックナンバーを探して、当時のことを思い出しつつ、8月27日には哀悼しました。

2001年発行の『オリーブの樹』4号には、当時のアラビア語新聞の記事が載っています。アブ・アリ・ムスタファ議長に電話がかかり、電話に出た時、2機の武装ヘリコプター、アパッチからのロケット弾の攻撃を受けたと、当時のことが書かれています。パレスチナ自治区では、5万人の人々が彼の葬式に参加し、レバノンでも行われた葬式に、アブ・アリ議長の写真を掲げて、葬列に参加している岡本同志の写真も載っています。



Mie

あの時から、パレスチナのみならず、中東全体に、シャロンとブッシュの占領支配の時代が広がりながら、3年が過ぎました。その中で、暴力支配と占領に抗し、従属ではなく、民族の尊厳を掲げて闘い続けている無数のアブ・アリの子供たちが続いています。

昨日の台風の晴れ間、夜9時頃に、輝くような満月がルーバーの間に姿をあらわしたので、パレスチナや世界の友に挨拶を送りました。

9月に入って、少しずつ夏から秋の準備です。長袖シャツやセーターの房内での入手のための手続きをしたり、夏休みから新しい秋の陣にむけた公判準備と共に、身の回りの準備も始めています。

9月2日 袖なしのTシャツたたみ思い出の

夏もたんでさあ秋の陣

朝から領置品の整理に呼ばれました。倉庫に領置されている書籍は、先日整理して、多く宅下げしたり、整理しました。今日は申請して置いた衣類などの整理です。3年も居ると、Tシャツや下着やセーターや夏物、冬物、記録をつけていても、物を見ないと分からなくなるので、年に1回は領置品調べが必要です。申請して、物を点検して、処分するのです。午前中にそんな作業で時間を取られました。

8月末から体調を崩して、まだぐずぐすと風邪と熱で、バッファリンをもらって飲みつつ、10日の公判準備です。10日の公判で、弁護側の質問が終わります。公判の内容のポイントなどを検証したり、古い資料を読むことの多い夏でした。夏休み明けが動き始める秋の陣です。

9月3日 なつかしい街に戦火の予兆する

記事を読みつつ熱する獄

アメリカは、イラクに続いて、イスラエルの同盟のもと、さらに「中東民主化構想」をシリア、レバノンへと実行に移していくようです。

国連安保理は1日、非公開の緊急協議を開いて、米国と仏が提出した「レバノンからのシリア軍即時撤退」を求める決議案を協議との今日の新聞。

もともと、ネオコンを中心として、イスラエルの安全保障にとって、不安定要因となるシリア、イラクなどの転覆を描いていました。すでに、アメリカン・エンタープライズ研究所では、2000年の中東フォーラムで、「シリアのレバノン占領を終わらせるために、“米国の役割”として、シリアがレバノンから軍を撤退させるよう武力行使を検討すべき」と提唱してきました。イラク占領がうまくいった訳ではないが、次の段階として、中東の反米勢力の拠点の位置にある政権として、シリア、レバノン、イラクを転覆することを考えているのでしょうか。兵站や武力など、民衆勢力と結び付く政権を根絶やしにし、中東で反米勢力を非合法化する「民主化構想」を企てています。長い攻防は、今、次の段階に向かって行くのでしょうか。

シリア軍は、76年から「アラブ平和維持軍」としてレバノンに駐留し、その後、内戦を経て、レバノン、シリア2国間条約によって、レバノンに駐留して来ました。主には、当初イスラエルに対峙するレバノン南部の対イスラエル戦や、内戦時の右派勢力のイスラエルとの協同に対決したり、レバノン左派と対イスラエルの安全保障を担ってきました。

問題の発端は、現在のラフードレバノン大統領の今年11月の任期に関する米国のクレームでした。米国連大使は、安保理協議で、「シリアのアサド大統領が、レバノン大統領をダマスカスに呼び、憲法を改正して、任期を3年延ばすよう指示した」と、主張しました。レバノン議会が、9月3日に憲法改正を行う前に、それを止めるよう安保理決議を行ったとのこと。そして、新聞によると、「決議案は7項目で、シリア軍のレバノンからの即時撤退に加えて、①レバノンの主権を厳格に尊重すべし、②民兵の即時解散と武装解除(これらは神の党など)、③外国の干渉と影響を排除した自由で公正な選挙を求めたとのこと。この外国の干渉とは、米国や仏ではなく、もちろんシリアのことです。米仏のこの提案に、安保理で英、独、スペイン、ルーマニアが同調し、アルジェリアとパキスタンが反対したとのこと。レバノン政府は、「レバノンへの内政干渉を批判する」書簡をアン事務総長に送ったとのこと。

また、パラレルに、その流れと軌を一に、イスラエルは、『自爆テロ』が、ダマスカスにあるハマス拠点からの指示で実行されている」と、シリア批判を強めています。

シリア駐留軍がレバノン住民に対して「治安」の名において、抑圧的に振るまい、住民に嫌われているのは、衆知のことです。当初友好的だった住民も、権力乱用や汚職など、自己の利益をはかるシリア軍の行いに対して反感を持ちました。しかし、15年以上の戦乱を経て、国を二分するレバノンの内戦が、今の力関係によって、国を再建する方向にやっと動いたのも、また、シリアの力と協力が大きく作用した結果でもあります。

私の友人たち、レバノンの人民勢力は、もっと早くシリア軍が撤退すべきだと、いつも主張していました。しかし、今、イラクへのアメリカの占領の後で、シリアの駐留軍がレバノンから撤退することは、米国、イスラエルの「中東民主化構想」に流れを与えていくという危惧が、政権には強くあるのでしょうか。人民勢力は、どう考えているのでしょうか。レバノン南部から、イスラエル占領軍を追撃し、レバノンを解放した彼らは、シリア軍の撤退によっても、レバノンの民主的陣地は守れると考えているに違いありません。

1982年イスラエルリクード党と、共和党レーガン政権は、「中東民主化構想」の突破口としてレバノンを選び、シャロン国防大臣のもと、82年6月、レバノン占領を行いました。彼らの仕立てたレバノン大統領による、「イスラエルとレバノン平和条約」も準備されていました。PLOを、82年8月に、イスラエル軍のベイルート包囲によって、レバノンから撤退させました。

しかし、うまくいきませんでした。9月には、米国のCIAエージェントであると後に証明された、レバノン右翼民兵司令官のブシール・ジュマイエル新大統領が、就任式直前にレバノンレジスタンス運動の人々に爆殺されたのです。その報復として、当事シャロン国防大臣の承認のもと、サブラ・シャティーラのパレスチナキャンプでの大虐殺が行われました。この責任が発覚して、83年に、シャロン国防大臣は辞任をさせられました。こうした虐殺が繰り返されながら、しかし、逆にレバノン抵抗運動は、イスラエル、米、仏への反占領攻撃を強めました。

米海軍も第6艦隊を派遣し、「ニュージャージー」等から、レバノン民族運動や、パレスチナ陣地等、山岳地帯に艦砲射撃を繰り返しました。83年4月アメリカ大使館が自爆攻撃を受けて、130人以上の死傷

者、83年11月には、ベイルートの米海兵隊司令部が爆破され、一瞬にして240人が殺され、同時刻仏軍本部も73人の同時爆破に見舞われました。そのことで、米仏軍は、撤退を余儀なくされたのです。今のイラクと二重うつつにして、アラブの民衆は思い返しているでしょう。

当事、レーガンの中東戦略を描いた国防長官だったラムズフェルドは、この海兵隊司令部の大量爆殺直後、レーガンの特使として中東戦略建て直しに中東を訪れました。そして、米軍撤退を決断し、「イスラエルとレバノンの平和条約」の企てを一旦取りやめて、サダム・フセインと結んで、反イラン戦争へと戦略を再編したのも、当事のラムズフェルド特使です。海兵隊員240人が一瞬にして殺された責任は、「イスラム聖戦機構」と声明で名乗りましたが、レーガン政権は、イラン革命防衛隊と神の党の仕業に違いないと「その根を断つ」と、対イラン戦争に駆り立てられ、「サダム・フセインと同盟を組んだ石油利権以外の動機」と、当時新聞に書きたてられていました。フセイン批判やイラン革命支持を表明していた民衆は、サダム・フセイン大統領閣下と親しく会見しているラムズフェルドの姿を、苦々しく思い出しているでしょう。

そして、その後、アメリカ共和党政権は、サダムをコントロールできない「モンスター」に育てた後に、(オサマ・ビン・ラディンも同じですが)湾岸戦争で、打倒を企てました。サダム・フセインは、法廷で、ラムズフェルドとの蜜月についてどう語るのでしょうか。

今、再び、かつての戦友、シャロンとラムズフェルドは、82年の雪辱に燃えているようです。再びレバノンを「中東民主化」の突破口に描き直したいようです。イラクでは、イスラエルや米国にとって“味方の足場”が無いのですが、レバノンにはかつての同盟軍の民兵たちが居ます。レバノン右派キリスト教勢力に再び役割を求めていくのでしょうか。そしてまた、かつての前世紀の宗主国仏は、利権を狙っています。仏には、レバノン内戦時の反シリア將軍アウンや多くのレバノン政治家が安全を保障されて優雅に暮らしています。

84年の米仏軍のレバノン撤退から20年、同じ役者たちが、また、ぞろりと登場しているようです。イスラエルと戦略共同し、シリア、レバノンの政権転覆を計りながら、イラクシーア派や、レバノンシーア派、神の党などを含む反米勢力の掃へと戦乱を拡大

させる「民主化」を、夢想しているようです。

もちろんアラブの人々は、これまでもそうであったように、何よりも民族の尊厳を大切に闘うでしょう。勝ち負けよりも大切な価値観のようです。私にとって、レバノンは、故郷の街のようであり、また、岡本同志の亡命地でもあるし、身近な政治問題です。

柔らかい覚悟の強さ知ったのは

ベイルートの戦場82年

9月5日 大雨、台風16号。私も風邪でダウンです。新聞では、レバノン国民会議は、3日、ラフード大統領の任期を、今年11月から3年間延長する憲法改正を可決したとのことです。レバノン外相は、「安保理決議は、内政不干渉の原則に反し、レバノンに介入しており、受け入れがたい」とする声明を發したとのこと。これからシリア、レバノンへの「制裁」や、イスラエルからの攻撃は、流動化して行く可能性があります。ことに、米大統領選の素材のように、ユダヤ人口ビーに迎合する動向が激しくなるでしょう。

勝ち負けを考えもせず尊厳に

殉じる我が友セルバンテス

9月6日 被占領地で闘っている、ムスタファ・バルグーティの見解をいつも送ってくださる読者の方の資料が届きました。ありがとうございます。

「統一したパレスチナ人の指導部が火急に必要な」という、7月21日の論文です。(8頁参照)「インティファダの闘いの中で作ってきた民衆の総意と民主主義の力を育てて欲しい。PLOやパレスチナ自治政府がそうした運動の上に、君臨して立つのではなくて、むしろ、民族的利益に服従すべきだ」と、バルグーティは呼びかけています。イスラエルの力と横暴が分離壁建設などで繰り返されているのに、個人的で、狭量なセクト的利害ではなく、パレスチナ人民の利益を守る統一された指導部が切実に求められていると訴えています。きっと、バルグーティのように、被占領地下のパレスチナ知識人の多くが考えている願いでしょう。

80年代、国連の準メンバーのPLOを無視し続けたアメリカやイスラエルに抗し、被占領地の人々は、インティファダと知性で闘い続けました。90年代、湾岸戦争後のアメリカによるマドリード和平会議は、PLOを認めないばかりか、ヨルダン代表団の一部と

してしかパレスチナ代表を認めないという屈辱的な仕打ちを受けながらも、インティファダの民衆の支持を支えに、パレスチナの誇りをまっすぐ掲げて和平交渉をPLO認知の闘いの場としていました。パレスチナ代表団になった人々の多くが、今も、インティファダの人々の願いを込めて、バルグーティのように、民主化を求めているのでしょうか。

ちょうどアラファト議長を巡る歴史的な民主化路線の矛盾のエピソードを前号に書きました。バルグーティの願いも、また、送ってくださった読者も共通したパレスチナへの思いを感じます。PLO認知にむけた苦しい戦いの歴史、民衆と共に、多様多岐の論争を経ながら、PFLPも、その一角にあったのです。

「オスロ合意」で、“秘密”に合意して得た「PLOの地位」は、その指導部が、人民の上に君臨する腐敗の批判にさらされていること自体、危機的なことです。解放運動の内部の路線の明確化と共に、権力に対する法の厳格な執行機能を育てる、住民の意志に基づいて育ったインティファダの民主主義の制度化こそ必要なのではないでしょうか。

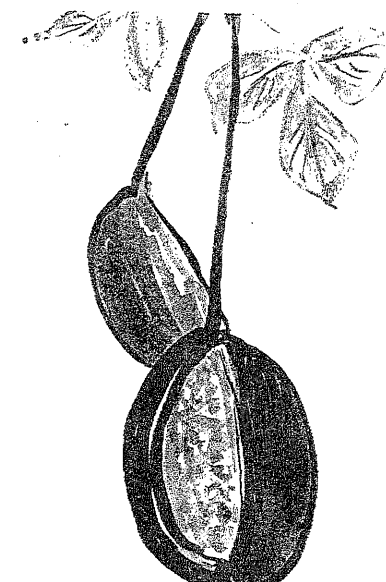
夜12時くらいでしょうか、ルーバーの間から、下弦の月がしっかりと光っていて、なんだかふと被占領地の人々に懐かしさの込み上げる夜です。

9月8日 風邪が引い込みそうもありません。粉の風邪薬から、PLという顆粒の風邪薬に切り替えました。ちょうど、歯科治療。歯茎もはれて、抗生物質を飲み始めました。

弁護士さんから、ジュネーブ条約のコピーが届きました。感謝。ちょうど、次の公判と関わることで、頼んだものです。85年の岡本同志のジュネーブ条約の戦争捕虜交換に基づく国際赤十字委員会の仲介による解放に対して、旧い朝日新聞コピーを見たら、ジュネーブ条約には、一行も触れていませんでした。反対に、公安当局の情報が一方的に書かれていて、「刑法3条、国外犯として手配」する話だけでした。当事の報道の偏向に驚きました。

それで、次の公判で、その点に触れたいと思い、捕虜交換に際しては、訴追されないという条項など、ジュネーブ条約を1度学習してみたかったためです。その資料を読みながら、公判準備です。

9月9日 公判を明日に控えて、体調は益々悪いまま。



風邪で喉をやられてしまったみたいです。弁護士さんの面会も風邪のまま。でも、何とかかなりそうです。いつものように楽観的に。

9月10日 人生の三十余年を早口に

語りし法廷四十八回

傍聴の熱い瞳を受けとめて

発火している我れ被告人

朝起きたら声が出ない。困ったなあ……。今日は公判で、弁護側質問の最終日です。昨日までの天気予報では、曇りと言っていたのに、太陽がきらきらしています。喉がはれて、唾を呑みこむのも痛い。喉がこんな風になったのは初めてだけど、気を入れて語らなければ。

7月来の外出の街は美しく、しばらくぶりの法廷は、9月始業の学生も居て、入れない友人が出てしまったようです。開廷直前に、記者席を一般傍聴席に切り替えようなどと、弁護士、裁判官、検事で話していましたが、「傍聴券の関係で、今すぐは無理です」と、裁判所の警備係が言い返していました。結局、傍聴の常連の大学の先輩たちの顔が見えないと思ったら、はみ出し組だったとのこと。なんだかご足労願って申し訳ないです。

今日の公判は「旅券の不正受給事件」に関わることです。これは、謝罪の気持と共に、公訴された点を認めているのですが、それに至る歴史過程など、パレスチナの歴史中心に語りました。また、ちょうど明日

オリーブの樹 第40号

にひかえた9・11をも語り、心境を述べて、弁護側質問を終えました。しゃがれているので、聞きづらい声で、語りました。遠くから傍聴に来てくださった大学時代の友人たち、ありがとう。また、いつもの友だち、それにアトラクティブなアーティストさんも傍聴ありがとうございます。次ぎは、9月28日です。インティファダの日であり、また、自分の誕生日と重なる公判、検事側の質問からです。また、みんなと会えることが楽しみです。

9月11日 早めに寝て、今日は喉の傷みもとれて、風邪も大分良くなりました。みんなと会い、公判で語ったことが健康にさせたようです。

今日は、9・11。当時の資料を読み、それ以降

の識者の論文などを読み返しました。今日の新聞は、9・11より大きくプロ野球のスト回避の話。「選手会は労組でない」、「ストは違法、ストすれば損害賠償を求める」等、NPBの姿勢がファンの選手会支援と高裁の「誠実交渉義務あり」の警告に変化したらしい。庶民のフラストレーションは、古田会長ら選手会応援の気分でしょう。独房でラジオをつければ、プロ野球巨人戦の中継が多い分、私もすっかり野球選手の名前を覚えてしまいました。

9・11のあの日から、国際秩序は、失われ始めて、今もそうです。力の支配によって、益々、戦争は増大拡大し、権力者の抑圧は、あちこちで「反テロ」の名で、「許されて」来ました。ロシアの北オセチア共和国の学校で起きた事件のように、「反テロ」の名

統一したパレスチナ人の指導部が火急に必要な

2004年7月21日
ムスタファ・バルグーティ

ハーグ国際司法裁判所で、パレスチナ人として成し遂げた勝利に勢いをつけることに、我々の努力が必要とされている時に、——イスラエルを孤立させ、ガザ地区を大きな監獄に変えようとするその計画を阻止し、人種差別者の分離壁（それは、西岸地区の58%を取り上げ、独立したパレスチナ国家という期待を破壊するものである）を建設し続けるイスラエル首相アリエル・シャロンに対抗する国際的ボイコット運動を構築することによって——、ガザにおける不孝なできごとは、安全性の破壊、統一された指導部の欠如、汚職の蔓延、財産没収と不始末、法の執行の欠如、効力のある司法部の欠如、それらの結果としてのダメージの大きさをさらけ出すことになった。

これは、パレスチナ人を国際法と国連に敵対する存在として描き出し、国際司法裁判所に続いて、イスラエルの孤立を和らげる政治的策略と共に成功する。この策略というのは、パレスチナの人々の闘いに連帯を表明するためにやって来たことが、唯一

の過ちであった2人のフランス人の同胞の誘拐のようなことも含む。

今の安全性の破壊は、パレスチナ人の敵と、唯一の関心が個人とセクトの利害であるという人々以外の人々には影響を及ぼさない。ガザで起こったことは、権力はイスラエルの手中にあるというのに、境遇を超えて、闘い続けている人々の狭量を表現しているにすぎない。

この間の状況下でのガザにおける戦闘は、イスラエル占領軍によって監督されている監獄における、警官の任務に対する闘い以外の何物でもない。ガザにおけるこの闘いは、分離壁やベイトハヌーンの犯罪的な侵攻、ラファやハンユニスや他のガザ地区の場所における家々の破壊に対する核心的な闘いからパレスチナ人の心をそらすことになってしまっている。

ガザから撤退するというイスラエルの申し立ての趣旨に、自分たちの予測の基礎をおくことは誤りである。なぜなら、現実にはガザで起きていることは、撤退ではなく、予備的撤退ですらないからである。それはイスラエルが西岸で行っているのと同様の、漸次的な再占領である。それは、パレスチナの制度の組織的な破壊であり、全方位をイスラエル人の存在で取り囲まれた大きな「監獄」（そこでは、

で、人民抑圧を正当化する国際秩序に対して、人権宣言の価値に基づく、グローバルな国境を越えた連帯は広がり続けているのを実感します。

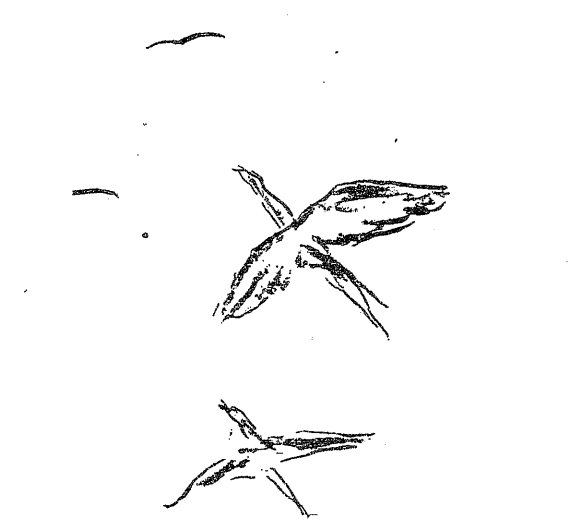
コスタリカでは、「非武装中立」の憲法に反して、政府が米国のイラク侵攻を支持したことは違憲とする判決を下しました。同時に、米国の「有志連合」リストから、コスタリカを削除することを米国政府に求めるよう命じたとのことです。400万人の小国の尊厳を羨ましいと思いました。9・11の日の記念の財産のような判決です。我が国、この日本こそ、9条憲法の国。派兵が憲法違反と断じ、撤兵するよう求める判決を下すこの国の裁判所の尊厳を、まだ知りません。きっとこれからと世界が、コスタリカを見ているでしょう。

合同の政府が、過去の南アフリカで起こった同じ方法で統治するであろう)に、ガザ地区を変えてしまうという、イスラエル人の試みである。

差し迫って必要とされていることは、個人的で、セクト的な利益にまざる、より高潔な民族的な利益を強調することであり、包括的戦略を持った統一された指導部を形成することである。それは、汚職や不始末、えこひいき、人権侵害から守られた、広範な自国の再建を成し遂げ、公共の利益と財産を侵害しようとする人々に責任を持つような指導部であるべきである。それは、法とルールを確立し、民主的で自由な選挙を行うべきである。

統一された指導部こそが、イスラエルの分離壁と占領に対抗する勝利的で大衆的な闘争に対する唯一の保障である。パレスチナの人々と国内の統一団体と連帯した広範囲な国際的連帯運動に対する唯一の保障である。

民衆のインティファダが質的变化として創り出したものを捨て去ろうとし続けることは、パレスチナの人々のためにはならない。さらには、パレスチナ当局は、パレスチナの人々の民族的な運動の上に立つべきではなく、その一部に留まり、その任務を果たし、より高潔な民族的利益と効果的な民族の指導部に服務しなければならない。



加えて、安全装置を改革することは、政治的な問題や経済投資の件におけるリーダーたちに代わって、法律やルールへの完全な服従と、普通のパレスチナ人の個々の安全と彼らの財産を守ることにコミットメントに干渉しない、ということを意味する。

統一された指導部を形成できないということ、PLOを甦らせることができないということ、組織の基礎である民主主義を取り入れることができないということは、パレスチナ当局内の闘いの激増を招き、個人的で、狭量なセクト的な利害を利し、イスラエルのような外敵が、パレスチナ人の利害に対して、事態を悪用することへドアを開いてしまう。

遅きに期する前に、我々は、統一された指導部の形成を緊急に求める。その指導部は、PLOの執行委員会や他の全ての勢力、市民団体を含み、自由で民主的な選挙を約束し、汚職、えこひいきなどのあらゆる現れに効果的な処置をし、イスラエルの占領という真の敵とその挑戦から焦点をずらすことはない。

我々は、パレスチナ人として、生き残るための最も重要な条件、我々の民族的な団結ということ、決して忘れてはならない。

プリズナージャーナル39

重信 房子

第47回公判出廷記 7月16日 第8回弁護側被告人質問

ハーグ作戦の弁護側質問の締めめの公判へ

昨日の晴天は、午後から大雨。7月14日には、新潟は大雨洪水被害で、7人の犠牲者があったとのニュースを昨夜聞きました。7月に梅雨明けを発表したとたんの大雨。梅雨らしくない陽射しのままの梅雨明けになったようです。

7月16日、まだ太陽が昇らない暗いうちに目覚めて、昨日届いた前回の公判記録を読み返し、手紙投函の準備などを終えたところ、少し曇りがちな空に陽が射してきました。今日の空は、雲と陽が交錯して、外壁のスリガラスに、陽があわただしく動いています。

起床点呼を終えて、納豆と麩の味噌汁の朝食を頂いて、集合地点に。今日は2人ずつ分かれて行くようで、私と他の1名が、まず、手錠など装着準備を終えると、エレベーターで地下の車の待機へ移動させられました。他の組は、顔を合わせないように、少し時間をずらしているようです。私の組は、早目にマイクロバスの方に移動したのですが、バスがまだ来ておらず、少し地下で、待たされました。待っていると、外の生暖かい風がふわりと体温を包みます。じっとり、梅雨らしい季節を体感していると、バスが来ました。マイクロバスで出発。

地上に出ると、夏の緑の木立が目前にあります。桜の並木が、夏木立に変わっています。門を出て、平和橋通りから高速に乗って進みます。カーテンが上がると、夏景色。荒川の河川敷には、人々が走ったり、散歩したり、白い服の人々の姿の向こうに、遠く川に沿ってカンナがー列に咲いています。空の雲は、早い速度で動き、照明のように河川敷に暗い陰と光る陽を交互にくるくると表情を変えて降り注いでいます。隅田川沿いも、深い緑の木立。きっと今頃蝉がいないのではないかと、旧舎のすさまじい蝉時雨を思い出します。

今朝は、渋滞なく、すいすいと進みます。日本橋、京橋と、銀座方向に向かう高速道路の谷のような低い位置から見上げると、鮮やかな爽竹桃の花が真っ盛りと咲いていました。

今日は、「ハーグ作戦」の弁護側質問を締める公判

です。77年の5・30声明、74年の奥平同志の旅券不正取得に関するの質疑など、基本的には、70年代の活動の集約の公判となります。

13時15分、104号法廷。開廷の合図で、人々が入ってきます。懐かしい人々や傍聴の方々、多忙の中ありがとうございます。いつも挨拶は嬉しくて、また、照れくさい気分です。まず、弁護側からの証拠提出など手続きを行った後に、質問に入りました。

(以下、公判調書まとめ)

過渡的機関としての三委員会制

被告人「前日も聞きましたけれども、三委員会制を取るようになったということでしたね」「これは過渡的なものだったというふうに伺っていますか？」

被告人「はい、そうです」

被告人「当時、組織とか党を作るために、あなたたち、あなたでもいいですけども、何をすべきだというふうに思いましたか？」

被告人「当時の考え方からしますと、綱領、規約、そういうものを作るというのが、まず、考えの基本です」

被告人「それは、いつごろまでに作ろうというふうに思いましたか？」

被告人「12月ぐらいの確認では、次の5・30のリッダ闘争記念日までに作るということだったと思います」「総括をして、綱領的な土台を作るという感じでした」

被告人「文書作成作業があるということになりますよね。それを、どこが担うことになったんですか？」

被告人「政治委員会が担うということになりました」

被告人「そうすると、当面、三委員会制を採るようになったという意味での政治委員会は、綱領を作るための文書作成委員会みたいなものとしてとらえていいですか？」

被告人「そうですね、その側面が一番大きかったと思います」

被告人「前回、政治委員会が、足立さん、丸岡さん、重信さん、この3人だということでしたよね。」「政治委員会の責任者もしくは代表でもいいんですけども、いましたか？」

被告人「当時は、過渡的機関ということでしたので、ありませんでした」

被告人「この足立、丸岡、重信というのは、前回からずっと言っている三者会議、この流れに沿って、とりあえずこの3人でやろうかということですか？」

被告人「そうですね。11月ぐらいに全体に提案した時、継続してやれというかたちで、全体から言われて、結局やることになったということだと思います」

被告人「そうすると、そこに至るまでの議論を継承するという意味で、この3名の政治委員会が主になって文書を作ろうと、こういうことだったんですか？」

被告人「はい」

ストックの敗北から

被告人「文書作業をしている最中に、ストックでの逮捕があったと、こういうことでいいですか？」

被告人「はい」

被告人「この逮捕そのもので、まず、軍事委員会であった丸岡さんは、どういう状態になりましたか？」

被告人「本人も証言で言っていたように、意気消沈したというか、責任を感じてがっかりしていたということだと思います」

被告人「ストックで逮捕されただけでなく、彼らが日本に送還されて自供したということになりましたね。この自供問題で、どのような被害が発生しましたか？」

被告人「それは、その直後というよりも後で分かることなんですけれども、日本政府からアデン政府に対して、軍事訓練所を開設しているらしいがという抗議が来まして、アメリカからも抗議が来て、広島を覚えておけよというふうに恫喝をされた。そういう支援をするならば、暴力的にもアデンを破壊するという警告を受けたということ、アデン政府のほうからPFLPのほうに伝えられたというふうに聞きました」

被告人「この問題は、前年のパリでの自供問題と比べて、どういうふうに、あなたたちは受け止めたか？」

被告人「やはり、前年のときに考えていたことと共通するんですけども、自分たちで、ここまで責任を取るとか、そういうことでは責任取れないなという、非常に大きな被害、ごめんなさいというだけでは済まない、そういうことを繰り返してしまったということ、非常に強く感じました」

被告人「こういう事態に対して、あなたたちの内部で、責任を追及しようという動きはありましたか？」

被告人「いや、そのことに対して責任を追及しようということは、別にありませんでした」

被告人「例えば、何で、あの2人をストックに派遣したのかとかですね、そういうような、軍事委員会の責任者に対する責任追及とか、そういうことはなかったですか？」

被告人「私自身は、その場にいなかったものから、逆に、そういう責任を追及しようかなと思って、ペイルートに行きましたら、全体としていろいろうまく行ってない状態でした。その中で、突き上げている人が1人と、あとはどうしていいかわからない、そういう感じでしたね」

被告人「ストックでの逮捕、日本への強制送還、そして自供と、こういう流れに関して、かなりバラバラになっていたという状況ですか？」

被告人「そうですね」

被告人「丸岡さん自身は、かなり落ち込んでいる状態ということでしたよね。あなたは、こういう状況に関して、どういうふうに事態を收拾しようとしたか？」

被告人「丸岡さんのほうでも言っていましたけれども、個人の責任ではなくて、みんなの問題として考えようという呼びかけを、まず、しましたね」

被告人「みんなで考えようと、具体的にどういうふうにしたらいいということだったんですか？」

被告人「まあ、率直に話す中から、問題というのが明らかになればいいし、去年の総括の不十分点、アラブに居た軍人のYさんは正しくて、ヨーロッパは弱かったという一面的な在り方、そういうものを変えていく契機になればいいなとは思ったんです」

回覧板を通して

被告人「具体的にお聞きしますけれども、そういう事態の混乱を、みんなが本音を出し合うように、回覧板を回して、1人1人氣持ちを書いていこうよとい

うようなことを始めたんじゃないんですか？」

被告人「当初は会議でやろうとしたんですけども、あまり意見が出てこないこともありまして、ほかの何人かから、何とかしてくれということもあったので、まず本音が言えるようなかたちで、どうしたらいいのかなということ、回覧板を通して、お互いに考えていることを率直に言い合えたらいいなと思ったわけです」

弁護人「あなたは、最初に、どんなことを書いたか、記憶していますか？」

被告人「それは、2人の自供ということに対して、みんな驚いているし、私も驚いているけれども、やはり、自分の中にもそういう弱さはあるというところから、去年の反省を私もしているんです、というようなかたちで、手紙のような内容で書きました」

弁護人「それに対して、みんな素直にというか、すぐ乗ってくれましたか？」

被告人「そうですね、確か、その次に日高さんとかが僕も同じ考えだということかたちで、比較的率直な意見というのがみんなから出されたと思います」

弁護人「日高さんは、どんなふう書いてくれたか、覚えていますか？」

被告人「日高さんは、自分の責任というものを非常に感じていたようで、安直に自分が関わってしまったと、彼らの責任じゃないんだというような感じでしたね」

弁護人「ストックに送り出したこと、そのものも含めて、自分の責任だということを書いたということですか？」

被告人「はい」

弁護人「その後、この回覧板は、みんなで回して、それぞれが本音を出し合うという場になってきたということですか？」

被告人「そうですね」

弁護人「本音で語り合うことによって、あなたは、組織としての体裁というか、統一を作れるというふうには思いましたか？」

被告人「当時は、どういうふうにしていいのかわからないところもありましたから、一方には、綱領、総括から理論的に作らなくちゃということと、もう一方には、方法が分からないので、回覧板というかたちになったんだと思います」

綱領の獲得を目指して

弁護人「それだけじゃ、なかなか、政治組織というのはできてこないんじゃないかと思うんですけども、特に、その当時、74、75年ですよ、いろんな組織の人がいたんだろうと思うんですね。バイルートにいた人たちだけでも、あなたが赤軍派ですよ。丸岡さんが、もとパルチザン系統……」

被告人「そうですね、それと、本人も言っていましたけれども、毛沢東主義ではないですけど、毛沢東を支持しているというか、昔の文献なんかを支持している」

弁護人「そういう、それぞれ異なった政治思想というか政治主張を持っている人たちを、どういうようにしたら統一していけるのかというふうには考えなかったんですか？」

被告人「とにかく、何によって統一を作るべきなのかというのが、一番大きなテーマでした」

弁護人「綱領というからは、一応、共産主義を掲げた綱領というか、そういうものですよ。それを、どこかで一致させなくちゃいけないと、こういうことでした。あなたは、その作業を、一応担おうということだったわけでしょう。具体的に、どういう作業をしたんですか？」

被告人「綱領と名の付く本を、英語と日本語も、手に入るものは全部入手して、それを学習するところからやりました。みんなで分担して、まず綱領とは何ぞやというところから関わってやっていました」

弁護人「特に75年になると、日本から合流した人が来ますよね。連合赤軍からプロ革になった板東さんとか、東アジアの人たちとか。この人たちとも、政

治主張を一致させようと努力をしたんですか？」

被告人「そうですね」

弁護人「日本ではかなり内ゲバの時代に入っていた、そして死者も出るくらいの時代だったんですけども、それはどういうふう統一できるというふうには思いましたか？」

被告人「最初は、みな『理論家』の方だし、いろいろ討議が行われながらきましたけれども、結局、なかなか一致できない。けれども、己というか自分がどのように関わってきたのかというところへ帰ったときに、捉え返し合える契機ができたんじゃないかなと思います」

弁護人「あなた自身、あまり理論家ではないというふうには言っていたと思うんですけど、得意なほうではなかったんですかね？」

被告人「得意ではありません」

弁護人「そうすると、74年から75年にかけて、自分が何らかのかたちで綱領を文書化しなければいけないというふうになってから、学習を始めたんですか？」

被告人「そうですね。とにかく、だれもないわけですから、当時は国内の革命的なグループ、革命を共にできる人たちに合流していこうという考えだったんですね。ですから、当時の内ゲバを乗り越えるような思想というのを意欲的に考えていました」

弁護人「理論的に学習し、理論だけで1つの組織を統一するというのはなかなか難しいですよ。理論と思想というのを、どういうふうに分けていいのかわかりませんが、あなたとしては、こういうことを軸にしようと提起するものはなかったんですか？」

被告人「それは、自供問題が出た後ですね。どうしたら、そういう問題を克服できるんだろうかということ、みんなで話もしていましたし、そういうことのほうが中心だったと思います」

自分の弱さを知ることから始まる

弁護人「そういうふうには、74年の9月段階では、ヨーロッパの人は自供したけれども、自分たちは自供しないんだと、強いんだというふうには思っていたら、違ったと、こういうことでしたよね。そこから始めたということなんだろうけど、どういうふう乗り越えようとしたんですか？」

被告人「それは、強い組織って一体何なんだろうということが、みんなで回覧板を経て討議していたの

もありましたけれども、同時に、共闘している組織なんかにも学習するというか、いろいろと、そういう問題がもっと厳しい中で闘っていますから、そういう中で、どういうふうそういう問題を解決しているのかというふうなのを学習しながらやっていました」

弁護人「例えば、日本では連合赤軍ということを経験して、革命の過程における人間の弱さを、ある意味での暴力的総括によって乗り越えようとか、共産主義化というような言葉で乗り越えようかということを経験しているんですけど、あなたは、その経験を踏まえて、こういう方向でやりたいというようなことを何か考えましたか？」

被告人「それは、2人の同志の自供というのが、結局、弱いと言ったときに、弱さって一体何なんだろうと。連合赤軍においては、弱さは排除するもの、それを批判または排斥することによって強さを作ろうとしてきたと。それじゃないんじゃないかということから、共闘組織の人たちから学習したのが、大きなヒントになりました」

弁護人「共闘組織というのは、具体的にどこですか？」

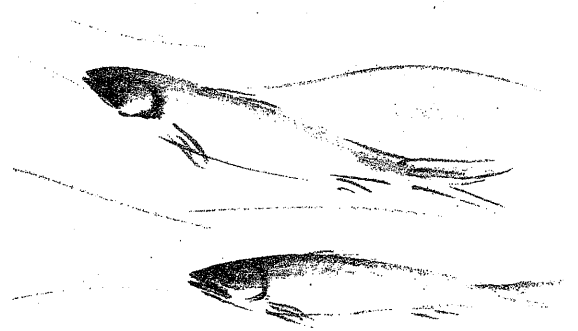
被告人「それは、Aさんたちです」

弁護人「Aさんから、こういう逮捕自供問題について、どういうふう考えるべきかということ、具体的にどんなふう教わりましたか？」

被告人「彼らは、拷問とか、厳しい中でずっと闘ってきたわけですから。その中で、どういうふうにして、組織の中で自供とかの問題に対してどう対処しているのかというふう聞いたんです。そしたら、やはり、強いと思っている人、自分の弱さを知らない人ほど、捕まったり、獄中に入ったら、結局弱いと。自信満々というのは、ある意味で身のほど知らずということも言えるんだというようなことを、いろんな角度から教えてくれたんだと思います」

弁護人「自分たちの結論は、そんなに人間は強くないから、弱いことを認め合うということから始めるしかないよと、こういうふうアドバイスを受けたということですか？」

被告人「そうです。弱さを知っている人ほど強く、また獄中にあるときには、弱さが逆に強さになるということも教えられて、実際、強さと弱さ、自分の内部を見ても、排除して外へなくなっていくものではありませんし、自覚するところからスタートするというのが実感でしたね」



Mie

弁護人「そういうアドバイスを受けて、あなたは、まさに綱領を作らなければいけないという、その時期に、どういふふうにしようと思われましたか？」

被告人「やはり、2人の同志の自供も含めてですけど、日本の闘いの中で、弱さとか、そういうことに対して、どういふふうにとらえ返していくのか、または、それを政治的な活動の中でどう生かしていくのかというふうに考えていくようになりました」

弁護人「その内容は、文書にすると、いつごろ、どういふかたちで出しましたか？」

被告人「それは、75年に、結局、5・30までには、綱領まではできなかったんですけど、総括文書というのを作ったんですね、かなり厚いものでしたけれども。それの中で、自己変革、自分を変えることなしには革命はできないと、自分たちは弱さを持っているところからスタートしようと、そういう方向での理論化も含めて、やってきました」

弁護人「それは、75年の5・30声明には、発表されたんですか？」

被告人「75年の5・30声明では、責任の共有という、階級的な責任をとらえ返してということで、自供問題から、または被害が出たことから、自分で、ここまで責任取れるというものではなということから、階級の責任を1つにつなごうということで、当時、革命協議会運動、日本革命協議会で、闘う人々の統一、そういうような方法を提起していました。その中で、自己変革による統一ということを主張しました」

弁護人「本来だったら、75年の5・30くらいまでに何とか綱領をと思ったけれども、そこに至る前の弾圧という敗北によって、大分内容も、そういう内容に規制されてきたということですか？」

被告人「そうですね、やみくもに知識を学習すればいいんじゃないんだというのもよく分かりましたし、綱領というの、ボルシェビキ綱領だとか何とか綱領とかじゃなくて、自分たちの闘いにふさわしいものでいいんだとか、いろいろ考えるようになりました」

弁護人「政治委員会で作書作りをと、こういうふうになったんだけど、要するに本音を出し合って、あなたとすると、マルクス・レーニン主義をもう一度学習し直し、他の戦線の方にも、いろいろ経験を共有し、自己批判を思想軸にというんですか、それで提起していこうかということになったわけですか？」

被告人「そうですね。やはり、当時、みんな不揃いというか、いろいろ考えがありましたから、少なく

とも謙虚にと言いますか、みんなで捉え返すという意味では、自己批判が統一の原点になったと思います」

弁護人「このへんを軸に、76年、綱領草案、規約草案を作ったということによろしいですか？」

被告人「はい」

指導の基本は自己批判

弁護人「大体、自己批判とか自己変革を軸に組織を作るという意味が、ちょっと、よく分かりにくいところがあるんですけども、あなたとすると、相互に自己批判し合うと、そういうことで何とか組織ができるんじゃないかということだったんですか？」

被告人「そうですね、大きくは、何人が国内からみえた人たちと共同したり、団結する中から、どうやったら統一し得るのか、そういう意味での自己変革というベクトルを、これまで日本の中では見ずに批判だけしてきたなど、それをとらえ返しながら統一をという感じてしたね」

弁護人「もう1つ、敢えて聞きますけれども、連合赤軍が陥ったようなことにならないようにするにはどうしたらいいかというふうには思いませんでしたか？」

被告人「それは、いつも、頭にありましたね」

弁護人「具体的にどういふふうにしたら、ああいうふうになるはずがないというふうに思いましたか？」

被告人「それは、幾つかありますけれども、現実的に、議論というよりも現実からスタートすることであり、弱さというものをみんなで変え合っていくということで、一番大きいのは、やはり、指導の側が自己批判する、これが指導の基本だろうというふうを考えました」

弁護人「何かあるべき姿に近づけるように自己批判するんじゃないかと、自らも率先して自己批判することを中心としたと、こういうことかな？」

被告人「そうですね。連合赤軍に関わった同志もいましたから、自己批判というのを指導の側がしていれば、違った発展になったはずだというふうには言っていましたね」

弁護人「それを、あなたが提起したと、こういうふうに向ってよろしいんですか？」

被告人「みんなで作ったということだと思いますし、みんなの意思をまとめながらきたということだと思います」

弁護人「本件で、あなたの指導性というのはい体どういふものだったのかということでも問題になっているので、あなた自身が自ら指導を自覚するといったときには、どういふことが主にあったのかというふうに思うんですが？」

被告人「その当時から、ずっと解散するまでも、指導の一番要としては、仲間が統一していけるようにすることというふうを考えて、それは認識においてもそうだし、実践においてもそうだとするふうで考えてきたのが、そこで作られた基本だと思います」

弁護人「仲間が統一されるようにということなんですけれども、77年の5・30声明ありますよね。これが、『団結を目指し、団結を求め、団結を武器としよう』というタイトルの声明ということですか？」

被告人「はい」

弁護人「ここに至るまでに、あなたとすると、とにかく団結をするためには何が必要なのかということをやとって考えて、こういうものを提起していきたいと、こういうことだったんですか？」

被告人「そうですね。契機は75年の自供問題であり、76年の綱領とか規約草案を作っていく中で、社会に向かって自己批判として呼びかけていくという内容として、77年の5・30声明というのが、初めて外に向かって書かれたものです」

77年の5・30声明による団結と自己批判提起

弁護人は、(甲)証拠番号335(資料複製報告書)の写しを示す。

弁護人「33ページ、これが『団結を目指し、団結を求め、団結を武器としよう』という、日本赤軍の77年の5・30声明ということですね。大体、どんな内容だったんですか？」

被告人「自己批判と団結を目指すということで、1つ目のところでは、まずリッダ闘争から、77年に至る過程での闘い方の自己批判。2つ目には、当時、国内ではいろいろな内ゲバですか、盛んなときでしたけれども、結集した東アジアだとか連合赤軍だとか、そうした同志たちと団結ができるんだと、離れた政治内容であっても団結できるということを、確信を持って伝えるということがありました」

弁護人「自己批判と団結の呼びかけということなんですけど、リッダ闘争の位置付けを多少変えたというか、限界を含めて明らかにしたということですか？」



被告人「そうですね。自己批判としては、リッダ闘争というのが、国際的な、国際主義の地平を切り開いたのにもかかわらず、それを人民連帯へと返しきれなかったということを自己批判しながら、リッダ闘争を軍事的な側面だけで強調して、軍事一点張りの闘い方にしたことによって、逆に自分たち自身の未熟さというのも覆い隠すようなかたちでしか闘いえなかったということ、リッダの主体的地平の限界ということを見ずにきたということを自己批判しています」

弁護人「当時、あなたたちは、アラブ社会においても、リッダを担った日本赤軍ということで高い評価を受けていましたよね。それに対して、こういう不十分性があったんだということから自ら自己批判することは、かなり画期的なことというか、非常に驚くべきことだったんでしょうか？」

被告人「今から見れば当たり前前の自己批判かもしれませんが、当時の国内の政治状況からいうと、武装闘争をやっている人たちが自己批判するということかたちで出されたということで、いろんなインパクトになったというふうには聞いています」

弁護人「そのへんの内容が、例えば、軍事至上主義的な在り方を自己批判するというようなかたちになっているんですか？」

被告人「そうですね。軍事至上主義的にしか闘ってこなかったということを自己批判しています。死を決意するというかたちで、弱さを排除というか、死を恐れないということから自分たちの闘いの強さのように考えてきましたが、実際に自供があったわけですから、それを踏まえた強さと弱さという、先ほども言ったよ

うな捉え返しも行って、自己批判の中で提起しています」

弁護士「当時も、今もその傾向はあると思いますけれども、命を賭けて闘うということに関して、死を美化するというか、そういうのはブルジョア的な英雄主義だと、こういうふうに思ったということですか？」

被告人「どこかに、そのように書いてあります。やはり、それ自身も闘っていく1つの側面であると思うんですけども、それでしかなかったという苦い思いが書かしているんだと思います。継続して、人民と共に闘えるような主体になり得なかったという自己批判として、そのへんは書かれています」

弁護士「どこか一文に、人民と生きるために闘うということで、生きて闘い続けるということも求めていくというようなことですか？」

被告人「はい」

弁護士「こういう内容は、全体として、革命家としてこういうやり方を自己批判するというふうな受け止められ方をしたんですか？」

被告人「そうですね。当時は、反対する人は、武装闘争の清算主義であるとか、そういう批判も多くありましたし、ある党派は、愛の共産主義化というので批判していました。そんな生易しいサークル主義では革命はできないという批判も聞きました。逆に、いわゆる大衆運動を担っているような人たちが、彼らは違うと思ったけど、同じなんだというふうに思ったというようなかたちでも言われていました」

弁護士「いわゆる武装闘争、今後どういうかたちで武装闘争をしていくのかということに関して、77年の5・30声明というのは一定の方向性を出したんですか？」

被告人「そうです。ここでは武装闘争をやめるとか、そういうことではなくて、むしろ、当時、一知半解の内容が不十分とは思いますが、闘って死ぬというよりも新しい社会を作るんだという、ここでのところの人民共和国と言いますか、日本人民共和国を形成しようというような側におりましたので、総路線の中に人民に役立つ闘いをするというかたちで、武装闘争についても、確か書いてあったと思います」

弁護士「軍事至上主義的な傾向も、ただ単に自己犠牲的な武装闘争をとということも、今後の方向性として考え直そうという内容を提起したということですか？」

被告人「はい。それと、やっぱり、団結はできるんだということを、非常に、新しく団結できた、自分たちの経験を過大評価したということかもしれませんけれども、今から思えば。それで団結を呼びかけ、指導の自己批判として、自供したこと、その二同志に対しても、自供させるような組織でしかなかったという、二同志へもそうだし、友人や人民に対しても自己批判という内容になっています」

弁護士「あなたたちにとって、75年の2人の逮捕自供というのは、かなり大きかったということですよな？」

被告人「そうです。転換するほど大きいことだったと思います」

弁護士「それは、一番最初に言ってもらったように、弱さを克服するのではなく、弱さを認め合うんだということのようなんだけれども、例えば拷問にどういふふうに耐えるのかというようなこととして考えたことはあるんですか。アラブでは拷問がありますよね。具体的に、拷問で亡くなった方も、あなたたちは知っていますよね？」

被告人「はい」

弁護士「日高さんは、ヨルダンで拷問されていると。岡本さん自身も、イスラエルで拷問されているということは、その当時、分かっていましたよね。そういうことに対して、どういふふうにしたらいいかということ、もう少し具体的にはないんですか？」

被告人「それらは全部、Aさんのグループだとかパレスチナの人たちからも学習したことですけど、やはり弱さを知っていれば強いということで、実際にはそうだし、実践的な意味では、思い切り人間らしくあることが拷問に耐える唯一の道だというふうに言われました。人間的というのは、痛いなら痛い、辛いなら辛い、悲しいなら悲しい、その感情を吐き出す、そこに本当の力が逆に生まれてくる、そう言われましたね」

弁護士「そういうことを、あなたは、具体的に仲間に戻したというか、あなたが訴えたんですか？」

被告人「それは、私1人ではもちろんないし、ここに傍聴席に来ている人なんかも含めて、みんな、ほかの組織の人と出会ったりしながら、学習していった内容ですね」

弁護士「そういう内容で統一されていくというか、77年の5・30声明を経て、79年の綱領へと、こういうふうに行きますよね？」

被告人「その過程で、団結できたという喜びというのが、逆に分かったというところから観念化していくというのがあって、それをもう1回捉え返して、79年に至るということなんですね」

弁護士「主要には、そのへんを提起したのがあなただというふうに伺っていますか？」

被告人「まあ、みんなの意思を集約しながら、私がイニシアティブを取ったと言えます」

弁護士「そうすると、あなたの指導性というのは、自己変革、それから人間らしく語り合うことで、団結を強めていくんだということで、組織を作っていく過程で出てきたというふうなことですか？」

被告人「そうですね」

思想闘争の行き過ぎ

弁護士「1つだけ聞きますけど、思想闘争そのものに行き過ぎがあったのではないかというような批判もあるのではないんですか？」

被告人「はい、それはありました。自分たちで誤りに気がつきながら、党の革命というんですけども、もう一度革命をやり直そうというかたちで、79年始まるんです。その間、内向き、観念化して批判援助し合うということが、同志に対する糾弾になったり、そういうことがありました」

弁護士「それは、いつくらいのころですか？」

被告人「それは、78年じゃないかと思います」

弁護士「そういう行き過ぎも自覚しながら、党の革命に取り組んだと、こういうことですか？」

被告人「そうですね。当時、物質的条件としても、内戦とか、78年イスラエルの侵略とか、部屋で活動することが多かったということもありますし、また、団結できるということに、逆に囚に乗って、それを自己目的化するような傾向もありました。そして、日本の革命ということで、逆にアラブに支えられていることに無自覚になっていたというのもありました。そういうところから出てきたと思います」

各国政府への謝罪に関して

弁護士「その延長線上の話として伺いますけれども、あなたたちは、70年代の闘争に対して、各国政府に対して謝罪をしたということはありますか？」

被告人「はい」

弁護士「それは、いつ、どういうかたちでしたか？」



被告人「84年に、覚書というかたちで、私たちの立場表明をしたことがあります。これは謝罪ということではないんです。その関係で、88年だと思えますけれども、PLOの団結の大会と言われているPNCに呼応したかたちで、謝罪を行ったことがあります」

弁護士「84年に立場表明をしたというのは、先ほど言った77年の5・30声明の立場をとりあえず明らかにしたと、こういうふうに伺っていますか？」

被告人「まあ、そういうふうには言えると思います」

弁護士「武装闘争等に関して、人民性のない闘い、武装闘争、軍事闘争をしないと、こういうことを明らかにしたというふうに伺っていますか？」

被告人「はい。当時のレーガン政権で非常に厳しい状況が生まれた結果として、対抗措置としての社会主義諸国、PLO、それから革命勢力の間での共同行動という中での覚書ということがあります」

弁護士「84年に覚書を表明して、最終的に88年に謝罪というかたちで受け止めてもらえた、ということですか？」

被告人「いや、謝罪をしたのは88年で、受け止めてもらったのも88年から89年だと思います」

77年以降のパレスチナ、アラブ

弁護士「とりあえずパレスチナの状況を伺ってみたいと思います。77年の5・30声明を出した以降のことなんですけれども、パレスチナ、アラブは、

オリーブの樹 第40号

どんな状況だったんでしょうかね？」

被告人「ちょうど第4次中東戦争以降のキッシンジャー外交から、カーターになるんですけども、エジプトのサダト大統領がキャンプ・デービッド合意というかたちで、アメリカの仲介のもとに、単独和平というかたちで、エジプト、イスラエルでの兵力引き離しから和平合意をしていく、認めていくというような動きがあって、それに反対する動きとともに、アラブ内での対立もたいへん激化していました」

弁護人「キャンプ・デービッド合意が77年でしたか？」

被告人「78年だと思います。77年にサダト大統領がイスラエルへ行って、その話をつけて、78年だったと思います」

弁護人「81年に、サダト大統領が暗殺されると」

被告人「そうです。イスラエルを認めるということが、まだアラブでは裏切り者で、認められておりませんでしたので、10月戦争の記念式典の時に、パレードの軍が、閲兵式に来たサダト大統領以下を、そのまま砲撃、射殺したというかたちになりました」

弁護人「そして、82年のイスラエルのレバノン侵攻があったと、こういうことですか？」

被告人「はい」

弁護人「この当時、あなたたちはレバノンにいて、撤退したんですか？」

被告人「そうです。PLOの兵力というか、PLO自身がレバノンから追放される結果になりましたので、イスラエルが占領して、その包囲下で闘ったんですけど、それで一緒にレバノンから撤退しました」

弁護人「PLOと闘い、PLOと共に撤退しと、このへん命運を一緒にしたと、こういうことですか？」

被告人「はい」

弁護人「PLOの部隊が出ていったのが、8月の末ごろですか？」

被告人「そうです」

弁護人「その直後は、どんな様子になったんですか、アラブは？」

被告人「9月1日付けだと思いますけれども、レーガン大統領が中東和平案というのを出して、イスラエル承認、それで、パレスチナを認めてはいなくて、むしろヨルダンの一部のようなかたち、そういう和平案を出したんです。それに対してアラブが、フェズ憲章という、パレスチナ建国を認めるというかたちで、

少しそれよりましな案を出しました。それから、同時にブレジネフ提案というかたちで、PLO撤退、その後のアラブ情勢が非常に緊迫しながら、和平を巡る攻防になりました」

弁護人「この過程で、レバノンではまだまだ戦争状態と、こういうことですか？」

被告人「はい」

弁護人「サブラ・シャティーラでパレスチナ人が虐殺されたのも、このころですか？」

被告人「そうです。ちょうどアメリカとイスラエルに呼応したレバノンの右翼が大統領に押されてなったわけですね。で、イスラエルと平和条約を結ぶ大統領として就任式を挙げる直前に爆殺されたんです、左派から。それに復讐というかたちで、その翌日くらいに、大統領を信奉する部隊が、サブラ・シャティーラの中で何千人、1000人と言われたり、1500人とか3000人と言われていますけれども、パレスチナ人を虐殺しました」

弁護人「それは有名な話だと思うんですけども、パレスチナのPNC、国民会議、ここは、その当時、どういふふうに、この状況に対処しようとしたんですか？」

被告人「シャティーラとかの虐殺に対して、当時、今の首相ですけれども、シャロンが、国防大臣だったんですけど、それに賛意を表明して、後でそれが原因で解任させられるんです。そういうような攻防の中で、PNCのほうはフェズ憲章を認めていこうじゃないかという提案をアラファト議長が行ったために、対立の大会と言われている、これから分裂のPLOになっていくPNCだったんです」

弁護人「この83年、84年というのは、非常にPLO自身が対立と分裂を繰り返すと、こういうときですか？」

被告人「そうです。フェズ憲章に乗ったということに反対して、アラファト議長の内部から反乱派という組織ができていったんです。それに対して、アラファト議長が、シリアの差し金だということで、対立が、シリア、PLOというかたちに、暴力的に発展しました」

弁護人「そして、最終的に84年の2月にベイルートが解放されるというか、アラファトさんが戻ってくる時期がありますよね？」

被告人「ベイルートを解放したのは、反アラファト勢力のほうなんです。アラファトのほうは北部にい

たんですけども、戦闘で敗北して、4000人とも5000人とも言われていますけれども、アラファト勢力はチュニスにもう一度撤退するんです。で、84年でしたか、イスラエルからベイルートを解放するのは、シリアだとかレバノンの左派勢力です」

弁護人「そうすると、そのころに、あなたたちが各国政府に対して覚書を提出しようと、こういう動きになったと、こういうことですか。これは、そのへんの攻防と非常に密接な関係があるわけですか？」

被告人「そうですね、当時、私たち自身は、全方位外交として、どの組織とも共同して、付き合っていましたけれども、PLO自身としては非常に厳しい局面にありました。アラブ世界においても、パレスチナ内部においても。それから、国際的にはPLOを認めるなどというのがアメリカのポリシーでしたから、和平が始まりつつあるのにPLOを排除する、そういう攻防の中で、PLOとしても平和の役割というのを非常に大きく関わっていたと思います」

弁護人「そうすると、あなたたちとすると、PLOと共にレバノンのイスラエル侵攻と闘い、いろいろ攻防があって、再びベイルートに戻ってくるということがありましたよね。あなたたち自身が再びベイルートに戻ってこれるという状況は、いづろなんですか？」

被告人「それは、84年から85年にかけてだったと思いますけれども」

弁護人「やはり、そのへんは、PLOと共に、また一緒にやっていくというか、闘っていくというか、そういう方向で来たわけでしょうか？」

被告人「PLOの反対派の人たちがベイルートには多いんですけども、両方と一緒にやっていくという状態でしたね」

PLOに提出した覚書

弁護人「そして、このころ、84年に覚書を提出してくれと、こういうことになったわけですか？」

被告人「そのころ、関連して、レーガンのポリシーとして、今、非対称戦争という言葉で言われていますけど、当時の該当するものとして、低烈度戦争というかたちで、ロー・インテンシブ・コンフリクトとかワー・アフエアと言っていたんですけど、そういうかたちで、革命組織解体の企てがあったんです。テロリスト呼ばわりして、10年以内に葬ると、そういう動きがあったので、PLOのほうから意見が出されて、

覚書を書いた覚えがあります」

弁護人「そして、83、4年のPNCは、まだ分裂の大会ですよ。あなたとすると、具体的に、どんな内容を書いた覚えがありますか？」

被告人「私たちは70年の後半から、既に人民性のない闘いはしないというふうに決めているんですよということを説明しましたところ、それを表明してほしいということだったので、古い『ソリダリティー』というものか、もう既に出していたかどうか分かりませんが、『ポリティカル・レビュー』か、とにかく、英語の、私たちの立場を表明した機関誌を渡しました」

弁護人「それは、例えば、具体的に国名を挙げて謝罪するということじゃなくて、まだ、あなたたちの立場を表明したと、こういうものなんですか？」

被告人「そうです」

弁護人「それが88、9年に謝罪というかたちに固まっていくには、どういふかたちになったんですか？」

被告人「それは、やはり、時代的な変化もあったと思います。85年には岡本同志も解放されるということもありましたし、PLO自身が左右の対立というのをPFLPのイニシアティブで和解していく過程があります。その中で、当時、東欧に対する企てということで、東欧破壊策動というのが大きくなっていました」

弁護人「東欧というのは、いわゆる社会主義圏に対する攻撃ということですか？」

被告人「はい。それに対して、PLOの側が連帯しようというかたちもありましたし、新しい和平の中で、PLOが果たす独立国家宣言を88年にしましたので、国を立てていくために、これまでの闘い方の、不本意な、これまで迷惑かけたところは謝罪しながら、イスラエルとの闘いは継続、インテリジェンスとか、そういうかたちでの闘争は続けるけれども、いわゆる国際ゲリラ戦というのはいらないというかたちの表明をしました」

弁護人「要するにPLOとすると、社会主義国を守り抜きたいという立場でもあったということですか？」

被告人「そうです」

弁護人「そうすると、反テロ戦争というか、反テロ的な、アメリカの包囲網の中であって、PLOからの要請もあって、そういうことをしたということなん

ですか？」

被告人「そうです」

弁護人「例えば、具体的に言うとブルガリア・コネクションとか、そういうふうに使われていたものの策謀もあったのではということですか？」

被告人「そうですね。当時、ブルガリア・コネクションというかたちで、社会主義勢力がテロリストを使って闘っているというか、そういうキャンペーンが張られたというのがありました」

弁護人「まだ、これは、ソ連崩壊前の話ですよ。88、9年」

被告人「まだ崩壊前ですけども、当時、当局者たちは、もう崩壊を狙われているんだというのは自覚していたようです。私たちは、そういう自覚はありませんでした」

各国への謝罪の詳細

弁護人「具体的に言うと、88、9年に謝罪というかたちでまとまってくるんでしょうけれども、具体的な国名を挙げての謝罪なんですか？」

被告人「具体的に国名を挙げたわけではなくて、もちろん、イスラエルには謝るとか、謝罪はないんですけど、私たちにに対して、これまでの70年代の闘いの謝罪を要求されたんで、私たちのほうでは、そのころの路線で言いますと、反米、反独占人民革命というふうに言っていましたので、アメリカと日本以外に対して謝罪することはやぶさかではないというふうに表示しました」



弁護人「アメリカ、日本、イスラエルには謝罪しないと。それ以外に迷惑をかけた各国政府に対しては謝罪すると、こういうことですか？」

被告人「各国、被害を与えた人々に対してということだったんです。ただ、もちろん、PLOを通せば各国への謝罪ということになりますよということを理解して、そうしました」

弁護人「本件でいうと、オランダ、フランスに関して謝罪が届いているということですか？」

被告人「はい」

弁護人「謝罪が、最終的にオランダ、フランスに届いているということを確認したのは、いつごろですか？」

被告人「確認したのが、この間、足立さんの証言では87年の大会というふうには言っていましたが、88年ではないかと思うんです。なぜなら、丸岡さんが逮捕された後だったと思うんです。ですから、88年だったかなと思うんです」

弁護人「88年に確認されたということになると、だから、どういうかたちで確認されたんですか？」

被告人「それは、前回、足立証人の言うとおりでと思います」

弁護人「改めてあなたが言うことは、差し控えたほうがいい内容だということですか？」

被告人「そうですね。私の聞き方が、不本意なことにさせてしまったかと思えますけれども、内容をちょっとずれた聞き方をしてしまったので」

弁護人「そうすると、この間、法廷で出ている国名に関して、今までは、それはあまり言っていないことになっていたわけですか？」

被告人「はい」

弁護人「例えば、リビア、イラク等に関して、あまりそういうことは言わないというかたちで来たわけですか？」

被告人「はい、もちろんそうです。ただ、リビアの場合でしたら、証言の前にすでに述べたとおり、亡命したリビア人が明らかにしている部分までは明らかにしようと思いました。ですから、75年の始まりくらいまでは、表明してもいいかなという判断をしました」

『朝日ジャーナル』のインタビュー

弁護人「あなたは、この直後くらいですけども、『朝日ジャーナル』にインタビューを受けたことがあ

りますか？」

被告人「はい、89年だったと思います」

弁護人「それは、その当時の、こういうことも含めた立場性を、日本に明らかにしたいという気持ちでインタビューに応じたということでしょうか？」

被告人「はい。それは私個人というよりも、組織的に決定して行ったことです」

弁護人「そうすると、77年の5・30以降の、80年代のあなたたちの立場性を明らかにすると、こういうことだったわけですね？」「ところが、出た記事が大分違っていたということがありましたね？」「あたかも、前年の88年に、逮捕された丸岡さんを奪還するかのごとくの記事になってしまったと」

被告人「そうですね、87年だったと思いますけれども、丸岡さん逮捕の後、奪還するような話に『朝日ジャーナル』のインタビューで書かれたというのがありました」

弁護人「これは、訂正させましたか？」

被告人「はい。それは、当時責任者だった足立さんが、別個に自分たちのほうでテープを録っているんです、そのテープを持って、訂正要求を、庄司先生などが中心になって、朝日ジャーナル編集部に聞かせて、訂正を求めました」

弁護人「これは、実際、『朝日ジャーナル』は訂正文を載せましたか？」

被告人「はい。90年に入ってからだったと、もう、いつか、覚えてないですけども、テープを聞いた編集長が、まったく、話は逆ではないかということで、謝罪と共に、全文というか、意識的に間違われた記載のあたりを中心にして載せていたと思います」

ハーグ闘争に関して

弁護人「さて、私からのハーグに関する一連の質問は、これでラストにしたいと思うんですけども、全体としてどうですか、ハーグに関して、あなたは関わっていないというご主張ですよ？」

被告人「はい」

弁護人「それは明らかになったと思うんだけど、何か、あなたとしてハーグに関して一言言いたいということ、何かありますか？」

被告人「はい。ハーグ闘争というのは70年代の闘争なんですけれども、既に2002年8月にも自己批判というか、提起したことがあります。弁護人の反証が始まるところで、やはり、私自身の情熱とやる気

と言いますか、そういうところで、あまりよく理解してないところからスタートして、国際主義、軍事、そういうことを何とか、日本で作ってきた夢を実現しようということややっていく中で、十分でない闘い方が、70年代の難しい闘いに至らせたなというふうに乗っています。それは、やはり、当時、私が主張していたことでもあるんですけども、非合法から合法へ、非公然から公然へと、自分たちがそういう非合法におかれた条件の中で、それを肯定的にやっつけていこうと、肯定してやっていくようなやり方をしてきました。その中で、やはり、合法的な闘い、人民連帯、パレスチナと日本の人民連帯というのが十分担えない、非常に厳しい条件を作ってしまったし、逆に、非合法ということに対しても、安直に、よく吟味したり、ぎりぎり合法性を發揮した中で闘うというふうに闘ってこれなかったなというふうに、とらえ返しています。

そういう目で見ると、ハーグの闘争というのを、自分で政治責任とは一体何だろうというふうに乗え返したときに、社会に対して闘い方の謝罪と同時に、任務分担とはいえ、共に担ってきた同志が、一方には、実際に行ったということで、今も公判に問われている、その同志たちに対しても、自分の任務分担の結果として、今、無罪を私は主張していますけれども、やはり謝罪することが、政治責任の1つでもあるだろうというふうに乗っています。

旅券取得事件について

弁護人「ハーグに関しては、一応、私のほう、質問終わりますけれども、もう1つ、74年の事件で、あなたが訴追されている小嶋事件についても伺っておこうかなというふうに乗っています。1つずつ、事実を確認していきたいんですけども、話すつもりありますか？」

被告人「弁護人のイニシアティブに委ねますけれども」

弁護人「1度、あなたは、山本法廷で、自ら述べたですよ。にもかかわらず、山本法廷で、あなたと山本さんとの共謀が判決において認定されてしまっているということですか？」

被告人「はい」

弁護人「この判決に関して、まず、あなたの思うところはありますか？」

被告人「判決に関しては、もはや言うことがないというか、そういうかたちで認定されてしまったら、

どう覆せるのかなというのがあります」

被告人「あなたの証言は信用できないというかたちで、排斥されたことに関する感想ですね？」

被告人「はい」

弁護人「Sさんが、昭和50年のころに、西村さんに頼まれたということをやわれていると。この西村さんはあなただと、重信であるというような判決になっていますよね？」

被告人「はい、それが一番不本意でした」

弁護人「あなたとすると、西村は自分ではないというふうに確信持っている」と

被告人「もちろんそうです。ただし、この間、検事側からの証拠資料などによりまして、当時がどういうことだったのかが、よく理解できたところがあります」

弁護人「逆に言うと、山本法廷では、未だ分からなかった事実に関して、今、あなたとすると、非常にクリアになったということがあるということですか？」

被告人「はい」

弁護人「あなたは、今では、この西村がだれかということがはっきり確信できるということですか？」

被告人「はい」

弁護人「この西村さんがだれかということ、あなたは言うつもりはありますか？」

被告人「言うつもりはありません」

弁護人「今、あなたは、言うつもりがないということにもかかわらず、今でも、あなたはこれに関わっていないということは、はっきりしているんですか？」

被告人「はい」

弁護人「山本さんの法廷でも、山本さん自身が、だれから頼まれたかということは、最後まで、結局言ってくれなかった。あなたも、この西村さんという方が、今ではだれかが分かるというけれども、その人の名前を言う気にはなれない」

被告人「はい」

弁護人「その結果として、あなたがどういう認定をされるかに関しても、引き受けるというおつもりで言っているんですか？」

被告人「そうせざるを得ないというふうに思っています」

弁護人「名前を言えない理由は、言えますか？」

被告人「自分なりに、公判で言える範囲と、言えない範囲と、区別しているので。この人ですと、差

し出すというか、そういうことは避けたいと思います」

(以上、公判調書まとめ)

闘ってきたという自負を呑みこむ帰路

公判は、4時前に終わりました。公判の後、弁護士の先生と少し面会する時間が取れて、話していると、帰り出発の知らせです。面会を打ち切り、4時半ごろ地裁を出発。

降り注ぐ陽が明るく、白い人並みが銀座通りをうずめています。アルマーニには、RED BAZARとか、三越にも、GINZA BAZARとかの宣伝文句。ポーナスや中元に合わせた商戦なのでしょう。ふと見ると、有楽町JRのガード下に時代に取り残された机が一つと一人の占い師がぼつんと在ります。立ち止まる人は居ませんが、夕暮と共に、人生を占いたい人が訪れるのでしょうか。

三原橋交差点から、東京駅の方に折れると、植えこみの紫陽花などが枯れた姿を残して、緑の繁みに変わり、路肩に沿って続いています。

バスに揺られながら、70年代の闘いの公判のことを反芻しています。解放闘争に連帯し、様々な同志たちと共に闘ってきたという想いが、自負のように、様々な情景と共に、こみ上げます。同時にその闘いの不十分さは、時代の変化と共に、仲間たちを敵しい状況に直面させ、責任もとれずにいる自分を思います。今もなお、困難で敵しい活動条件に在る同志友人たちの顔が浮かび、仕草が浮かびます。

隅田川には、納涼船がいくつも止まっていて、川の真中には、大量のゴミが浮いて流れています。夜になると、幻想的な夜景の中に、ゴミやホームレスのブルーハウスは、飲みこまれてしまうのでしょうか。実像は、虚業の奥の奥を覗かないと、見えない日本になったみたいに。

5時半、房に戻って、ピンクのカーネーションを受け取りました。ありがとう。

闘った闘ってきた闘ったと
正当化する思い呑みこむ
こぶし上げ30余年前のように
同じ仕草で君合図する
ぬばたまの闇にたゆとう納涼船
ブルーハウスもゴミも溶かしめ

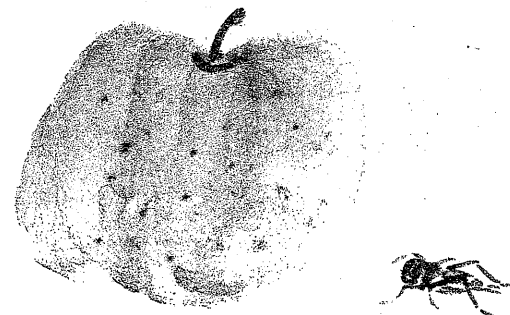
米軍再編＝日米の軍事一体化と東アジア

カラス天狗

米軍再編の動きがいよいよ具体的に動き始めた。04.08.16、プッシュはオハイオ州シンシナティでの退役軍人の集会で、在外米軍を今後10年で6万～7万削減することを発表。削減の2/3は欧州分ドイツ駐留の陸軍第1機甲師団、第1歩兵師団が米本土引き揚げ。在韓米軍は05年までに1万2500人削減(発表済み)。

プッシュは「米軍は最も進んだテクノロジー、機動力、通信技術を持つ」として、米本土を足場に世界各地の「紛争」、「テロ」等に対応する21世紀型の国防体制を目指している。これを支えるのが輸送能力の向上、通信技術や兵器の最新鋭化による「軍事における革命」、とりわけミサイル防衛の推進であるという。つまり、海外に大規模拠点を持つより、有事に空港、港湾を利用できる同盟国・友好国を要所に確保するほうが効率的とする。東アジアでは、在韓米軍の大幅削減と日米軍事一体化を特徴とする。ただし、MDについては、米会計検査院が有効性を疑う報告書を提出済みである。

冷戦構造崩壊後の新しい脅威＝テロとの戦いを掲げているが、果たしてそれだけか。ハートランドと大中東での覇権確立、中国の“脅威”への対処、さらには同盟国支配といった目的があるのではない主義か。経済的には、冷戦後世界での軍事ケインズ体系の確立である。



Mie

(1) 米軍再編の背景
「冷戦が終わった」ことは産軍複合体にとっては絶滅の危機である。如何にして有効需要を創出するかが最大の問題であった。プッシュ父が再選されなかった背景として、ユダヤ票の取り込み失敗とともに、米国経済の不調が挙げられているが、後者をもたらしたものが冷戦構造の崩壊による軍需産業の落ち込みであった。その後、民族紛争など地域紛争へ対応するための全世界への米軍配置を唱えるものの説得力ある根拠を提示出来ないまま、9.11を迎えることになる。9.11は産軍複合体にとっては千載一遇の好機であった。彼らはついに「対テロ戦争」という自らの存続のための口実を見つけることが出来た。

「対テロ戦争」は、やはり冷戦構造崩壊に伴って失われた米国の重要な外交カードを復活させることが出来た。それは同盟国支配である。第2次大戦後、米ソによる暗黙で不安定な世界2分割体制＝米国側の言い方では“対ソ封じ込め”一があり、この下で米国はソ連の核戦略体制を口実として同盟国を核の傘に収め、「ソフトに支配」という戦略を採ってきた。もちろん、同盟国がこの「支配」の外に出ようと試みれば、制裁を加えることには躊躇しなかった。言い古されたことであるが、独自のエネルギー戦略と対中国戦略を採ろうとした故・田中角栄が米国発の政治スキャンダルで政治的に抹殺されたことはその典型である。冷戦構造の崩壊がこの柱を失わせていた。「テロリストの側につくか、我々につくか」というプッシュの言い草は新たな同盟国支配宣言でもあった。

シッポを振った1人が日本の小泉だった。膨張する中国への対応に神経を尖らす米国にとって、またとない番犬を手に入れたのである。米国はいま、日本を冷戦時代の「経済上の併合国」から「軍事・経済両面併合国」に「格上げ」しようと画策している。

(2) 在日米軍再編
米軍の世界的再編に伴って、在日米軍もまた姿を

変えようとしている。米軍案では、在日米軍と在日米空軍の両司令部を兼ねる横田基地（東京都）の第5空軍司令部とグアムの第13司令部を統合した後、グアム島に移転（在日米空軍司令部の“消滅”）し、在日米軍司令部は米ワシントン州からキャンプ座間（神奈川県）に移転予定の陸軍第1軍団司令部に移すとなっている。日本政府は再編計画の柱となる米陸軍司令部の「座間へ移転困難」と米側に伝達している（04.09.25朝日）が、今後どう展開するか。

新たに在日米軍の司令部となることが計画されている陸軍は陸海空・海兵隊による統合任務部隊の指揮を採り、戦時には遠征軍の中核となる組織である。すなわち、日本を東アジアや中東への侵略戦争への拠点とする米国の意図が明白に表されている。

日米安保条約の極東条項は「日本と極東の平和、安全のため米軍は日本の基地を利用できる」となっている。在日米軍は極東の範囲を無視して湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争に参加してしまった。既成事実の畏に日本ははまったのである（積極的に！）。

(3) 自衛隊再編

現在、今年末を目指して防衛大綱の見直し作業中であるが、石破前防衛庁長官は「米軍のトランスフォーメーションと日本政府の『防衛計画の大綱』見直しが整合しなければ意味がない」と述べた（04.07.05の記者会見で）。

04.09.01、政府は年内に決定する新たな「防衛計画の大綱」に、海外活動に従事する専門部隊の設置を盛り込む方針を決定。自衛隊の海外活動を従来の付随的任務から主任務に格上げ。これに合わせて、専門部隊設置を明記。政府構想では、陸上自衛隊に千数百人規模の海外活動専門部隊を数部隊設置。テロやゲリラに対応する「緊急即応連隊」も新設。これらは、06年度末に発足する「中央即応集団」の下に集約されることになるという。海上自衛隊では、イージス艦搭載のミサイル防衛システム導入に伴い、弾道ミサイル対処にあたる数隻の護衛艦部隊などが常時即応できる態勢をつくる。

制服組の権限強化を目指す動きも継続している。陸海空自衛隊がばらばらに対処する防衛出動、PKO、災害派遣などを、新設される統合幕僚監部（仮称）に一元化する「統合運用」に向けて、各幕僚監部から全面的に切り離す予定だった運用部門が名称を変

更（陸上、航空幕僚監部→運用支援課、海上幕僚監部→運用支援・訓練課）して、各幕僚監部に残るになった（来年度概算要求）。各幕僚監部の運用担当者約200人のうち、50人が統幕に配置換えになるが、各幕僚監部は増員して必要数を確保する。運用部維持は制服組が提案し、背広組の内局が認めた。

陸海空自衛隊の部隊の運用を、新設される統合幕僚長に一元化させる「統合運用」によって、制服組が強い権限を握ることになるため、運用部門を各幕僚監部から切り離すことによって、バランスを取るはずだった。それが切り崩されたことになる（04.09.01東京）。

石破は、参事官制度（内局一背広組が長官を補佐）の見直しも求めているが、これも制服組が求めた統合幕僚長への権限集中に通じるものである。米軍再編に伴う自衛隊再編は部隊の新設、再編とともに、制服組の権限強化も射程に入れている。

(4) 武器輸出3原則の緩和、日本版産軍複合体の形成か

残された最後の「公共事業」が軍需産業であることには、日米とも変わりがない。

04.09.06、首相の私的諮問機関「安全と防衛力に関する懇談会」は武器輸出3原則を見直す報告書を09月中旬に首相に提出することを決定。政府はこれを年末の防衛大綱策定の指針とし、年内にも3原則緩和について統一見解を示す。

04.07.20、日本経団連は武器輸出を禁じている「武器輸出3原則」「宇宙の平和利用原則」の見直しを求めて提言＝「今後の防衛力整備のあり方」をまとめた。「提言」は、国際的に装備・技術の高度化が進み、多国間の共同運用が増加する中で、日本が共同開発から取り残され、技術、コスト面で立ち遅れる懸念を指摘。防衛目的の利用が認められていない日本の人工衛星について「国際的には侵略・攻撃を目的としない利用は認められている。国際的基準に合わせるべきだ」と主張。

よくある説明では冷戦終結後、米欧では軍事予算削減に伴い、ハイテク化で巨額になる兵器開発費を国際共同開発によって分担するのが主流……。そして本音；三原則のため、参加出来ず。「世界の技術水準から取り残される」一西岡三菱重工会長（04.09.07日経3）。

「冷戦終結で軍事予算が削減される」という理由は分かる。「ハイテク化」の根拠は何か？対テロ戦か？イラク戦争の形態はテロとの戦い＝非対称戦争ではなく、でっちあげの口実による正規戦だった。むしろ、その後のレジスタンスとの戦いが「テロ」との戦争だろう。彼らとの戦闘でハイテク兵器をどう使っているのか？精密誘導爆弾でフェルージャやナジャフを攻撃したという話は聞かないし、米兵を脱走させるためにイスラムに改宗させ、イスラムの女性と結婚させる「アッラーの集団」をハイテク兵器でどう殲滅するというのか。「ハイテク化」といえば聞こえは良いが、要するにあらたな「公共事業」をやるということである。

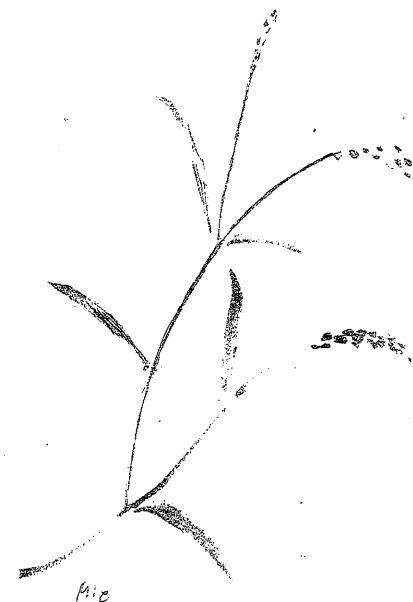
武器輸出3原則見直し議論のきっかけは、政府がミサイル防衛（MD）システム導入を決定したことである。表向きの理由は、現状では、共同開発している日本製部品の米国への輸出が3原則にふれてしまうので、その見直しをしようというのであるが。本音は……軍事全般のハイテク化を進める米国の「同盟国」日本としては米国製のものを導入するしかない。とりわけ、MDには巨費が投じられる。戦車や駆逐艦などの「正面装備」は削られる。日本政府を買い手とした軍需産業は存続が困難になる……ということだ。実際、冷戦集結後の防衛予算抑制によって、防衛庁が発注する「正面装備」の新規契約総額は90年の1兆727億円をピークに減少を続け、03年度には7630億円になっている。

経団連は防衛予算の削減が続く中、輸出禁止が継続すれば、軍需産業の技術・生産基盤を失いかねないとの危機感を持っている。起死回生の策として浮上したのが、東南アジア、中東。高速巡視艇、飛行艇などは買い手があるだろうと指摘するのは軍事評論家の上浦元彰。

結局、米国の公共事業＝軍需産業の海外展開（MD構想の経済的意味）のおおりを受けた日本の軍需産業の生き残り策としての武器輸出3原則の緩和要求である。それが日本経団連会長・奥田の音頭取りで行われている。その奥田は9条改憲論者であることを隠そうとしない。自衛隊制服組の権限強化、3原則緩和の先には日本版産軍複合体が見え隠れする。

(5) 日本の安保理常任国入りと9条改憲

また、米国発の「同盟国への脅し」＝安保理常任理事国入りしたければ、憲法9条を変えろ！一が



聞こえる。一部では国際協調派と位置付けられているパウエルやアーミテージが先頭を切って主張している。彼らの口車に乗って、9条改憲したのは良いが、常任理事国になれなかった……ありそうな話であるし、米国にとっては、同盟国支配の観点からは望ましいことである。日本が常任理事国になって、独自の対外政策を持つようになることを許すはずがない。ただ、9条改憲し、武器輸出3原則も撤廃し、米国の属国として、その世界戦略の一翼を担ってくれることを大歓迎するのみである。

おわりに

(2) でふれたように、東アジアでの米軍再編の要となる米・陸軍司令部の座間への移転を、日本政府は現時点では渋っている。理由は自治体の反発が厳しいからである。米国にとってはこれが拒否されれば、東アジアでの再編を根本的に見直さざるをえなくなり、到底受け入れられるものではない。司令部の問題だけでなく、多くの在日米軍基地再編案も提案されたが、自治体からの反発を理由に白紙にもどされた。この事実は米軍東アジア再編にストップをかけているのは、各自治体であることを示している。そして、自治体は政府からの圧力と共に、住民からの圧力も強く受けざるをえない。偽りの情報で他国に先制攻撃をかけると宣言する、米国の世界戦略とひとりひとりが向かい合う時代が到来したのである。

重信さんとの交流コーナー

ベングリオンの言葉

辻 邦

■告発の書

いま一冊の古い本を読んでいる。
タイトルは、『イスラエルのなかのアラブ人』
(The Arabs in Israel)。サイマル出版会から出
ていたこの本の著者は、サブリ・ジェリスというアラ
ブ人弁護士で、1966年に書かれたものだという。
1966年といえば、第三次中東戦争の前であり、パ
レスチナ問題が世界的な注目を浴びる以前だ。

訳者まえがきによると、「原著はヘブライ語で書か
れ、1966年にイスラエルのハイファで初版が出さ
れた。すぐに発禁となったが、原著のコピーがひそかに
国境を越えて持ち出され、……アラビア語に訳さ
れた」という。

本書は全部で1章~4章、および「結び」の5章で
構成されており、第1章では、1948年4月8日の
デイル・ヤシン虐殺から筆をおこし、1956年10
月29日にイスラエル軍少佐シュミュエル・メリンキ
指揮下の国境守備隊によって実行されたカフル・カシ
ム虐殺事件を詳しく紹介している。

そこには軍事法廷で明らかになった事件の全容が載
せられているが、それを読むと

「外出禁止令の出ている間、住民に自分の家をはなれ
ることを、いっさい許してはならない。家をはなれた
者は逮捕するのではなく、射殺すべし」(部隊に手渡
された命令書から)

など、イスラエル軍が最初からアラブ人住民を殺すこ
とを前提に行動していたことが理解できる。

第2章では、かつての軍事政府が果たした役割につ
いての解説が、第3章では、イスラエル政府が行って
きた土地収奪の汚い手法が告発されている。

第4章では、イスラエル建国後、壊滅的打撃を受
けた先住アラブ人社会の実態について報告しており、
各章を読み進めていくほどに、イスラエルの建国その
ものが、あらゆるすべての問題の原点であるという事
実が浮かび上がってくる。

■「彼らが二度と戻らぬために」

本書の巻末には、訳者によって作成されたと思わ
れる、1869年から1975年(9月9日)までの

年表がついており、とくに1947年以降はかなり詳
細に記述されている。

たとえば、1972年5月30日のリッダ闘争や、
同年9月5日~6日のミュンヘン・オリンピック選手
村襲撃事件はもちろん、同年9月8日にその報復とし
てイスラエルにより実施されたレバノンとシリアのゲ
リラ基地への爆撃や、1973年2月21日にイスラ
エル空軍機がリビア航空ボーイング727旅客機を撃
墜した事件、そして同年8月10日にイスラエル空軍
機がベイルート上空でレバノン旅客機を威嚇してイス
ラエル空軍基地に強制着陸させた事件——これが重
信さんの第42回公判・第3回被告人質問(『オリ
ブの樹』第36号に掲載)に出てきたジョルジュ・ハ
バシュ氏拉致未遂事件のことではないかと思われる
——なども記載されており、資料的価値は高い。

また巻頭には、カフル・カシム虐殺事件の唯一の現
場写真や、笑うゴルダ・メイヤ(その隣でともに笑う
人物は、リチャード・ニクソン元米大統領と思われる)
の写真などが載っている。

それらのなかでもっとも注目されるのが、シオニス
トが製作した(と思われる)1枚のポスターの写真だ。

そこにはこう書かれている。

“We must do everything to ensure that they
never do return. Ben-Gurion”

(我々は、彼らが二度と戻らぬために全力を尽くす。
ベングリオン)

最高指導者の言葉を刻み込んだこのポスターほど、
侵略者としてのシオニストの本質を語るものはない。

現在、巷に出まわっている「パレスチナ問題を解説
する」と称する書物には、1967年の第三次中東戦
争以降にパレスチナ問題が生じたかのような誤解を与
えかねないものが多い。

しかしこのポスターは、1948年のシオニストに
よる侵略とそれに続くイスラエル建国こそが、パレス
チナ問題発生の原点であり、現在にいたるまでその本
質は変わっていない——つまり、侵略と人種差別を
基本とするシオニズム国家イスラエルの存在そのもの
が問われているのだということを語っているように思
われるのだ。

読者からの声

第39号、「国家とスポーツ」について、辻邦さん
の的確な論評を読みました。

この度のオリンピックで、国民の興奮を演出しだ
した日本政府—マスメディアは、次ぎに「軍隊」を
通して、「国家」の本質をあらわにするでしょう。イ
ラク派兵は、自衛隊員の殉死を想定し、国民感情を「戦
争支持」に煽り立てようとしているように思えます。

それにしても、「反テロ戦争」下のアテネオリンピ
ックは、「平和の祭典」どころではありませんでした
ね。国際交流の話題も乏しく、イラクやロシアの戦争
が激化するニュースが交錯し、ドーピングやゴールド
プラン(JOC)などというメダル獲得のあさましい
競争場でした。

9月3日

大阪市 T. M.

投稿

シゲに捧げる「私小説」その36

山田 美枝子

2004年5月21日、太平洋上の台風が南にそ
れて、日本の太平洋側の空は、台風一過のようなす
っきりした青空がひろがった。そんな金曜日の昼、
3424グラムの男の赤ん坊が生まれた。手賀沼の近
く、我孫子市の小さな産院で。

「力んで出さないと、帝王切開になるよってマー
くんがいうから、それじゃ大変だ、これ以上痛いのは
いやだ、と思って力んだのよ」

娘の香帆里が少し浮腫んだ顔で、出産経験のない
母親の私に説明する。一緒に分娩室で力んでしまっ
たという香帆里の夫の正史は、少し疲れた顔で、
「大変だったよね、二人とも泣いちゃったね」
といた。

「香帆里ちゃんが、もっとしっかりやって、ってエ
インにテニスボールを押しつけるときもう泣きなが
ら言ったしね」

分娩室で、不思議な協力をさせられたらしい。テ
ニスボールに薄いゴム手袋をかぶせてあるものを証
拠品の様に正史が見せた。それを産婦の会陰に押し
つける練習を二人は出産前からやっていた。それは
産院の指導であるらしかった。

「これが血だらけになって、大変でした」

テニスボールを包んだゴム手袋に薄い血の跡が残
っていた。私は、立ち合わなくて正解だった、と思
った。さぞかし修羅場であったことだろう、と想像
できた。

世にいわれる石女である私は、分娩室に入るチャ

ンスは三十年前にもあった。一緒に不妊症外来に通
っていた友人が、無事妊娠して、陣痛がおきて入院
する前に親切にも電話をしてきたのだ。

「出産ってどんなものか、生まれそうになったらま
た電話するから来てみて」

しかし、産院から再び電話してきた時、
「ききしに勝る修羅場だから、あなた来ないほうが
いいわ」

私は、出産後使うと頼まれたネルの腰まきをかか
えながら、立ち合うことをあきらめたのだった。

私は結局一年間余り不妊症外来に通ったが、妊娠
せず、あきらめたのだった。排卵誘発剤まで使って
三つ子や四つ子を産む勇気もなかったし、夫に女性
ホルモンを投与するという治療にも疑問を持ったの
だ。

その後一念発起して、大学の通信教育を二年間受
け、幼稚園教諭の資格を得て、幼稚園教諭になった。

幼稚園での幼児相手の仕事は、天使の園に入った
ような楽しい時間だった。しかし五年もたった頃、
実家の母親から、

「子供が好きなら、親と縁のうすい赤ちゃんをもら
って育てたら」

と言ってきた。

(つづく)



重信房子さんを支える会とは

重信裁判は、「パレスチナ解放闘争との連帯を起点に、日本社会の変革を追求した日本赤軍兵士の重信房子さん」にかけられた、長期勾留を目的とする政治裁判と言えます。その為、公正な裁判を求め、社会の不正に疑問を持つ有志が集まり、「重信房子さんを支える会」として、01年4月より救援活動を始めました。

重信公判の争点は三つあります。

- ① 74年に〇さんが日本出国のために使ったとされる旅券偽造。
- ② 74年、フランスで不当逮捕されたメンバーの奪還作戦として闘われたオランダ、ハーグのフランス大使館占拠での逮捕監禁・殺人未遂容疑への共謀・共同。
- ③ 00年の逮捕時に使っていた旅券偽造。

重信さんは、③は認めていて、関係者に機会あるごとに謝罪を表明しています。しかし、①②については、全くの無実として争っています。

私たちは、運動の柱を次の2点に決めました。

- ① 裁判維持に必要な救援実務とカンパ集め。
 - ② 世直しを求める人々との語り合い、交流の場をつくる。
- 「オリーブの樹」は、この目的のために発行しています。

次回公判日程

10月25日(月) 13時15分(被告人質問) 11月22日(月) 13時15分(被告人質問)
12月13日(月) 10時 (被告人質問)

東京地裁(最寄り駅 地下鉄 霞ヶ関) 104号法廷

傍聴券の配布は、先着順で、開廷の約20分前です。法律を学んでいる学生が単位を取るために傍聴に来て、満席になることがあります。確実に傍聴を希望する方は、早めに地裁前に集合される方がいいでしょう。

後記

久しぶりにカラス天狗さんに情勢のポイントを書いてもらえました。日米の軍事同盟が、平和憲法を踏みじり、両国にとどまらず、世界の平和を危機に陥れる時代が刻々と近づいているように思います。

イラクから眼の治療に来た少年が、日本は、イラクと同じように、原爆で爆撃された国として、親近感を持っていたというような話を聞きました。それに比べて、日本人は、ヒロシマ、ナガサキの経験をもう忘れてしまったかのようには見えません。絶対に戦争を繰り返さないと誓ったのではなかったのでしょうか? とりわけ、今の日本の政権担当者は、世界の趨勢に逆らって、軍事大国化、そのための憲法改悪を虎視眈々と狙っています。この問題に向き合って、現状を変えていくことが、日本人として、パレスチナ、イラクの人々と連帯していく要であるように思えます。

バルグーティの文章を訳して送ってくださった読者の方にお礼を申し上げます。8-9頁に掲載させていただきました。一部変更しました。「リーダーシップ」は「指導部」に、「national」は、「国民的」より「民族的」が適切ではないかと、そのように変えさせていただきました。ご了承下さい。いつも、どうもありがとうございます。今後ともよろしく願います。(Y)

連絡先 〒105-0004 東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル 4階
救援連絡センター 気付 「オリーブの樹」事務局

郵便振替 00110-4-613941 オリーブの樹

銀行口座 三井住友銀行 赤羽支店 226-3687269 オリーブの樹

頒布価格 500円

「正誤」表

第40号

- ①2P上から5行目 ハムラ・アル・シャリーフ
→ハラム・アル・シャリーフ
- ②2P上から12行目 続けてきましたから、→～続けてきました。
- ③5P右下から11行目 当事→当時
- ④6P左上から13行目 当事→当時
- ⑤6P右上から17～18行目 ユダヤ人ロビー→イスラエルロビー
- ⑥7P左下から7行目 当事→当時
- ⑦18P右上から11行目 大統領に押されて→～推されて
- ⑧19P左下から4行目 ワー・アフエア→ワァフエア
- ⑨19P左下から2行目 10年以内に葬ると、→葬ると。